平成２９年（フ）第２２４号
和歌山市湊1820番地101　Ｋｉｙｏｍｉ’ｓ郷あゆむ215号室
債務者　岩倉　弘文
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８６号
山口県宇部市大字東岐波1087番地東岐波県営住宅６棟104号
債務者　吉河　珠喜
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２９年（フ）第１５８号
福岡県久留米市東町368番地２　鎮西ビル903号、前住所福岡県大野城市南ケ丘２丁目１番20号　ミドール南ケ丘402号
債務者　播磨　論美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１６１号
佐賀県小城市小城町畑田2660番地１　ヴィラセレーノ102号
債務者　中島　正則
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６５号
佐賀市大和町大字尼寺726番地４
債務者　塚野　浩樹
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
佐賀県鳥栖市本町２丁目1251番地11　ふじマンション３－Ｄ
債務者　手島　美幸
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
佐賀県鳥栖市布津原町12番地１　布津原ハイツＡ－103
債務者　永木　健二
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７５号
佐賀県鳥栖市布津原町12番地１　布津原ハイツＡ－103
債務者　永木　初子
1　決定年月日時　平成29年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
福島県郡山市富田町字上西田30番地の20　エルフォートルミナスＩ－Ｆ号、前住所福島県郡山市富田町字上西田30番地の20　美ノ郷ハイツＦ号
債務者　東城　美征
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
福島県郡山市名郷田２丁目１番地　サイバーパーク富田405号
債務者　小野　光昭
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第６５８号
神戸市東灘区北青木２丁目２番２－403号
債務者　冨士代圭一
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８１号
神戸市垂水区狩口台６丁目４番１－104号、従前の住所神戸市長田区駒ケ林町４丁目17番12号
債務者　則本　郁子（旧姓篭島）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８６号
神戸市灘区薬師通３丁目３番26号
債務者　遠山　博昭
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７２号
福岡県久留米市朝妻町８番７号
債務者　落合　貴子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１３７０号
名古屋市中川区伏屋４丁目1501番地　中伏屋荘Ｔ－２棟302号、住民票上の住所名古屋市中川区江松３丁目1321番地の１
債務者　川添　茂男
1　決定年月日時　平成29年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６４号
山口県下関市本町１丁目６番36－503号　泰平ビルコーポ
債務者　舟越晋太郎
1　決定年月日時　平成29年９月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係